

令和2年度事務事業評価シート (評価対象年度 令和元年度)

●基本情報

事業名	国民健康保険				評価番号	2-3-9-1・2
担当課	保険年金課	係	国民健康保険係	会計	【02】国保・事業会計	
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			款	【0201】総務費
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実			項	【020101】総務管理費
	施策	【9】国民健康保険制度の適正な運営			目	【02010101】一般管理費
	主な取組	①国民健康保険税収率の向上 ②医療費の適正化			事業	【392】国民健康保険

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	利根町国民健康保険税条例			
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	昭和	38	年度	☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰返し ☐ 単年度のみ					
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☒ 委託 ☒ 全部委託 ☐ 一部委託 ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他 ）					
実施形態	☐ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☒ 国・県補助事業＋町事業（上乘せ） ☐ その他 ）					
事業概要	国民健康保険事業運営に必要な旅費，需用費，役務費，委託料などの諸経費。 被保険者の健康教育・健康診査など健康の保持増進。					

●実施 ～DO～

事業業績	国保税収率の向上に関しては、滞納者への督促状、催促書送付（督促状は年10回、催告書は年4 回） 納税相談（随時） 国民健康保険税の収率率 令和元年度：85.9% 医療費の適正化については、受診状況・医療費の額の通知 令和元年：14,999件				
事業費	区分		平成29年度（実績）	平成30年度（実績）	令和元年度（実績）
	財源内訳	国支出金	0 円	0 円	0 円
		県支出金	0 円	0 円	0 円
		受益者負担金	0 円	0 円	0 円
		地方債	0 円	0 円	0 円
		その他	2,088,407 円	1,586,911 円	1,524,021 円
		一般財源	1,167,211 円	1,268,905 円	1,174,242 円
	事業費 計		3,255,618 円	2,855,816 円	2,698,263 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	理由	☐ 余地がない ☒ 見直す余地がある
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない ☐ 類似事業はない
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	理由	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続 (☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☐ 拡大 ☐ 休止 ☐ 廃止(終了) ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 引き続き国民健康保険税滞納者の管理や通知を行い、収納率を向上させる。 ただし滞納者へのアプローチ方法として、納税相談の窓口業務や督促状などの通知内容の見直しといった方法を考慮していく必要があると感じた。医療費通知の送付件数が減少傾向にある中で事業費は増減を繰り返している。ジェネリック医薬品の啓発や、第三者行為申請に伴う適切な案内を継続し現状維持に努める。

令和2年度事務事業評価シート (評価対象年度 令和元年度)

●基本情報

事業名		保険事業			評価番号	2-3-9-3
担当課		保険年金課	係	国民健康保険係	会計	【02】国保・事業会計
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			款	【0206】保険事業費
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実			項	【020601】保険事業費
	施策	【9】国民健康保険制度の適正な運営			目	【02060101】保健衛生普及費
	主な取組	③データヘルス計画に基づく保健事業の実施			事業	【420】保険事業

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	利根町健康診査実施要項			
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	平成	20	年度	☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰り返し ☐ 単年度のみ					
実施手法 (すべてチェック)	☐ 町が直接実施（直営） ☒ 委託（ ☒ 全部委託 ☐ 一部委託） ☒ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）					
実施形態	☐ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☒ 国・県補助事業+町事業（上乗せ） ☐ その他（ ）					
事業概要	被保険者の健康教育・健康診査など健康維持増進及び、医療費の抑制。					

●実施 ～DO～

事業業績	国保加入の40～74歳を対象に、受診券を発行し特定健康診査を実施してる。その健診結果をもとに、特定保健指導を実施している。未受診者に対しては、受診勧奨通知を作成し、受診促進を促し、健診受診率の向上を図った。 令和元年度特定健診受診者：2,023人（集団健診・個別健診・ドック併診含む）					
事業費	区分		平成29年度（実績）	平成30年度（実績）	令和元年度（実績）	
	財源内訳	国支出金	0 円	0 円	0 円	
		県支出金	6,550,000 円	6,678,000 円	6,826,000 円	
		受益者負担金	0 円	0 円	0 円	
		地方債	0 円	0 円	0 円	
		その他	0 円	0 円	0 円	
		一般財源	19,467,946 円	15,636,635 円	14,768,967 円	
	事業費 計		26,017,946 円	22,314,635 円	21,594,967 円	

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 特定健康診査ができる対象者へ受診券を送付している。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 地域での健診を行うことで、住民の健康を保持し、病気の早期発見を可能とする観点からも必要である。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 見直す余地がある 特定健康診査事業内容は、住民に浸透しているため変更は不要である。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 住民の健康保持と福祉の増進に寄与することを目的としているため、その重要性から事業を廃止することはできない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	理由	☐ 可能性がある ☐ 可能性がない ☒ 類似事業はない 類似事業はないため、統廃合はできない。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 必要最低限の負担のみかかっているため、これ以上のコスト削減はできない。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	理由	☒ 適正である ☐ 見直す余地がある ☐ 受益者負担を求める事業ではない 国保の特定健診受診の際の自己負担金 1,000円を徴収しているが、近隣とのバランスを鑑み現状で適正と思われる。（自己負担金は医療機関への直接支払い）

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携		
	【理由】 特定健康診査の県内受診状況を他市町村と比べると、比較的受診率は高い。 今後も特定健康診査受診の重要性を伝え、例年受診をしている方の継続や、未受診の方の新規受診を促進させる。		

令和2年度事務事業評価シート (評価対象年度 令和元年度)

●基本情報

事業名		特定健康診査事業			評価番号	2-3-9-4
担当課		保険年金課	係	国民健康保険係	会計	【02】国保・事業会計
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			款	【0206】保険事業費
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実			項	【020602】特定健康診査等事業費
	施策	【9】国民健康保険制度の適正な運営			目	【02060201】特定健康診査等事業費
	主な取組	④糖尿病性腎症重症化予防			事業	【421】特定健康診査事業

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☒ なし ☐ あり	名称				
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	平成	30	年度	☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり事業終了年度：令和 年度) ☒ 単年度繰り返し ☐ 単年度のみ					
実施手法 (すべてチェック)	☐ 町が直接実施(直営) ☒ 委託 (☒ 全部委託 ☐ 一部委託) ☒ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他 ()					
実施形態	☐ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☒ 国・県補助事業+町事業(上乗せ) ☐ その他()					
事業概要	特定健康診査の検査値とレセプトデータから対象者を特定し、正しい生活習慣を身につけることができるように専門職より対象者に面談と指導を行う。					

●実施 ～DO～

事業業績	特定健康診査の結果から糖尿病性腎臓病プログラムに沿って基準値以上の対象者を選定し、6か月保健指導を実施している。このほか、健診データやレセプトから糖尿病の疑いのある対象者で受診の履歴がない方へは、透析へと移行しないよう受療勧奨を行っている。				
事業費	区分	平成29年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	
	国支出金	0 円	0 円	0 円	
	県支出金	0 円	1,762,020 円	5,218,154 円	
	受益者負担金	0 円	0 円	0 円	
	地方債	0 円	0 円	0 円	
	その他	0 円	0 円	0 円	
	一般財源	0 円	0 円	0 円	
事業費 計		0 円	1,762,020 円	5,218,154 円	

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 糖尿病性重症化予防の対象者へ生活習慣改善を目的として保健指導を行い、医療費抑制を図っている。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 特定健診結果を利用して対象者の選定を行っており、町で実施すべき事業である。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 見直す余地がある 事業開始から2年しか経過しておらず、事業内容を見直すには早すぎる。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 国における医療費抑制の重要施策になっていることから、事業を廃止することはできない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	理由	☐ 可能性がある ☐ 可能性がない ☒ 類似事業はない 国における医療費抑制の重要施策になっていることから、事業を廃止することはできない。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 必要最低限の負担のみかかっているため、これ以上のコスト削減はできない。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	理由	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない 生活習慣の改善を目指し、専門職から面談と電話指導を受けるという内容なので、受益者負担金は徴収していない。

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 糖尿病性腎臓病予防の保健指導を行うには、医師からの情報提供が不可欠であるが、事業内容に興味を持ってくれない医師いるので、情報提供への同意がなかなか得られない。 今後も糖尿病性腎臓病予防の重要性を伝え、保健指導につなげることや、未受療者の受療勧奨を促進させる。

令和２年度事務事業評価シート （評価対象年度 令和元年度）

●基本情報

事業名		事務費（後期高齢者医療保険）			評価番号	2-3-10-2
担当課		保険年金課	係	後期医療係	会計	【10】後期高齢者医療特別会計
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			款	【1001】総務費
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実			項	【100101】総務費
	施策	【10】後期高齢者医療制度の適正な運営			目	【10010101】一般管理費
	主な取組	②後期高齢者医療保険料収納率の向上			事業	【507】事務費

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	高齢者の医療の確保に関する法律			
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	平成	20	年度	☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり事業終了年度：令和 年度) ☒ 単年度繰り返し ☐ 単年度のみ					
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☐ 委託（ ☐ 全部委託 ☐ 一部委託） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）					
実施形態	☒ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☐ 国・県補助事業+町事業（上乗せ） ☐ その他（ ）					
事業概要	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われることを目的とする。					

●実施 ～DO～

事業業績	普通徴収の納付書及び特別徴収の通知書を7月に発送し、督促状は年11回、催告書は年2回送付し臨戸訪問は随時実施している。				
	収納率 令和元年度 99.87%				
事業費	区分		平成29年度（実績）	平成30年度（実績）	令和元年度（実績）
	財源内訳	国支出金	円	円	円
		県支出金	円	円	円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	548,286 円	597,404 円	703,208 円
		一般財源	円	円	円
	事業費 計		548,286 円	597,404 円	703,208 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 老人医療制度として平成20年度開始の後期高齢者医療制度では、運営費の1割分を保険料で賄っており、制度運営に大きく貢献している。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 法令等及び茨城県後期高齢者医療広域連合作成の広域事業計画に構成市町村が保険料を徴収するものと定められている。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 見直す余地がある 収納率は県内で高い位置にある。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 原則75歳以上の後期高齢者を対象とし他制度から独立した医療制度であり、高年齢化や平均寿命の延びと連動して対象者は増加するものと思われる。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない ☐ 類似事業はない 高齢化による医療費の公費負担の増大が医療保険制度に与える影響が大きくなったため、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者は従来の医療保険制度から独立した制度に加入することとなったため。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 更なる保険料収納率の向上のため、催告の強化の必要がある。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	理由	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携		
	【理由】 後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な制度運営を行うため、今後の事業継続の必要がある。		

令和２年度事務事業評価シート （評価対象年度 令和元年度）

●基本情報

事業名	事務費（保険事業）				評価番号	2-3-10-3
担当課	保険年金課	係	後期医療係	会計	【10】後期高齢者医療特別会計	
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			款	【1001】総務費
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実			項	【100101】総務費
	施策	【10】後期高齢者医療制度の適正な運営			目	【10010101】一般管理費
	主な取組	③後期高齢者健康診査の推進			事業	【507】事務費

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱 利根町後期高齢者医療生活習慣病予防検診助成要綱			
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	平成	21	年度	☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり事業終了年度：令和 年度) ☒ 単年度繰返し ☐ 単年度のみ					
実施手法 (すべてチェック)	☐ 町が直接実施（直営） ☒ 委託（ ☒ 全部委託 ☐ 一部委託） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他()					
実施形態	☐ 町単独 ☒ 国・県補助事業 ☐ 国・県補助事業+町事業（上乗せ） ☐ その他()					
事業概要	被保険者の健康保持や健康増進と医療給付費適正化のため、健康診査等の推進を図る。 人間ドック・脳ドック受診料の助成：利根町近隣の14医療機関で人間ドック・脳ドックを受診する際に人間ドック20,000円・脳ドック27,000円の受診料を助成する。 取手市医師会提携して集団健診・医療機関健診により健康診査を実施する。					

●実施 ～DO～

事業業績	生活習慣病の早期発見のために実施する健診事業で健康診査及び人間ドックと脳ドックの受診費用の助成を行う。 健康診査受診者数：令和元年度954人 人間ドック・脳ドック助成件数：令和元年125人（人間ドック93人・脳ドック32人）			
事業費	区分	平成29年度（実績）	平成30年度（実績）	令和元年度（実績）
	国支出金	円	円	円
	県支出金	円	円	円
	受益者負担金	円	円	円
	地方債	円	円	円
	その他	6,786,167 円	8,165,426 円	10,750,710 円
	一般財源	円	円	円
事業費 計		6,786,167 円	8,165,426 円	10,750,710 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 被保険者の疾病の早期発見に努め、被保険者の健康保持と医療給付費の抑制を図る。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 茨城県後期高齢者医療広域連合は「茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱」により、健康診査を行うこととなり、同健康診査に係る業務を市町村に委託し実施する。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	理由	☐ 余地がない ☒ 見直す余地がある 人間ドック・脳ドック指定委託医療機関を増やし、受診機会の拡大を図ることで、受診率の向上を目指すことが可能。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 被保険者（75歳以上の高齢者）の健康診査を継続することで、医療費の適正化や健康保持増進の推進に努め、医療給付費の抑制を図ることが期待される。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない ☐ 類似事業はない 被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、茨城県後期高齢者医療広域連合は「茨城県後期高齢者広域連合健康診査実施要綱」により、健康診査を行うこととなり、同健康診査に係る業務を市町村に委託し実施する。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 被保険者数（75歳以上の高齢者）は増加しており、健康保持のための健康診査事業を継続するためには、事業費は拡大の傾向にある。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	理由	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☒ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 被保険者数（75歳以上の高齢者）は増加しており、健康維持のための健康診査事業を継続するためには、事業費は拡大する傾向となる。また、令和3年度以降、国の交付金の人間ドック助成が廃止される予定のため、人間ドック助成のあり方についての検討が必要である。 今後も被保険者に対し、医療費の適正化や健康の保持増進の推進に努め、医療給付費の抑制を図る。

令和２年度事務事業評価シート （評価対象年度 令和元年度）

●基本情報

事業名		医療福祉事業			評価番号	2-3-12-1・2
担当課		保険年金課	係	医療福祉係	会計	【01】一般会計
基本計画	基本方針	【２】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			款	【0103】民生費
	基本施策	【３】みんなを支える社会保障制度の充実			項	【010301】社会福祉費
	施策	【１２】医療福祉費支給制度_マル福_の適正な運営			目	【01030106】医療福祉費
	主な取組	①医療福祉費支給制度の周知 ②医療福祉費支給制度の円滑な運営			事業	【143】医療福祉事業

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	利根町医療福祉費支給に関する条例、 同 施行規則		
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	昭和 51 年度	☐ 事業開始年度不明	
事業期間	☐ 期間限定あり事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰り返し ☐ 単年度のみ				
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☐ 委託（ ☐ 全部委託 ☐ 一部委託） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）				
実施形態	☐ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☒ 国・県補助事業+町事業（上乗せ） ☐ その他（ ）				
事業概要	医療福祉費支給制度（通称：マル福）に該当となる、妊産婦・18歳までの小児・母子家庭の母子・父子家庭の父子・重度心身障害者の健康の保持促進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。				

●実施 ～DO～

事業業績	対象者の資格判定 対象者からの支給申請に基づく医療福祉費の給付 国保連合会・支払基金からの請求に基づく医療福祉費の支払い 対象者が受診した柔道整復師への医療福祉費の支払い				
	区分		平成２９年度（実績）	平成３０年度（実績）	令和元年度（実績）
	財源内訳	国支出金	円	円	円
		県支出金	35,932,000 円	32,747,000 円	34,450,000 円
		受益者負担金	円	円	円
地方債		円	円	円	
その他		円	円	円	
一般財源		57,555,067 円	68,737,742 円	65,519,319 円	
事業費	事業費 計		93,487,067 円	101,484,742 円	99,969,319 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 制度発足以来、小児の所得制限撤廃や自己負担金の償還払いなど、対象者の負担が少なくなる様、必要な制度改正を重ねている。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 茨城県の医療福祉対策実施要領に市町村が事業の実施主体であることが定められており、事務の性質からも、町が主体として事業を行う事が妥当と考える。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 見直す余地がある 他の都道府県が行っている医療費助成よりも充実した制度設計となっている。特に、町独自の助成として、18歳未満の小児については、医療費が実質無料になる施策に取り組んでいることから、現時点で事業内容を見直す余地はない。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 茨城県の医療福祉対策要綱に基づいて実施しており、県から扶助費の2分の1は補助金を受け、安定して助成を継続できることから、現時点で事業の廃止・休止の可能性はないと考える。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	理由	☒ 可能性がある ☐ 可能性がない ☐ 類似事業はない 対象者への新規発行については、福祉課、保健福祉センターなどと適切に連携を図っている。そのため、他の事業との統廃合はせず、今後も適切に連携を図ることで事業の成果を維持できるものとする。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 対象者が医療機関の窓口で支払った医療費を助成する制度であることから、事業費は過去の実績に基づいて策定することになるため、事前にコスト削減を行うことは難しいと考える。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	理由	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない 子育て世帯、ひとり親世帯、障害者などの医療費負担を軽減する事が目的であることから、今後も対象者に負担は求めず、現状と同様の助成を行っていくべきであるとする。

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 茨城県の医療福祉対策要綱、利根町医療福祉費支給に関する条例に基づいて、今後も適切な医療費の助成を行い、対象者の負担軽減を図る。 また、『広報とね』や町のホームページ、パンフレット等で制度の周知を図り、対象者への助成を継続して実施する。

令和２年度事務事業評価シート （評価対象年度 令和元年度）

●基本情報

事業名		国民年金事業			評価番号	2-3-13-1
担当課		保険年金課	係	国民年金係	会計	【01】一般会計
基本計画	基本方針	【２】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			款	【0103】民生費
	基本施策	【３】みんなを支える社会保障制度の充実			項	【010301】社会福祉費
	施策	【１３】国民年金制度の周知徹底			目	【01030103】国民年金事務費
	主な取組	①国民年金制度の周知・相談業務の充実			事業	【139】国民年金事業

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	国民年金法 ， 国民年金法施行令 など		
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	昭和 34 年度		☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰り返し ☐ 単年度のみ				
実施手法 (すべてチェック)	☐ 町が直接実施（直営） ☒ 委託（ ☐ 全部委託 ☒ 一部委託） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）				
実施形態	☐ 町単独 ☒ 国・県補助事業 ☐ 国・県補助事業＋町事業（上乗せ） ☐ その他（ ）				
事業概要	日本年金機構土浦年金事務所と適切な連携を図りながら、国民年金への加入・免除の受付、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金等の年金給付事務の受付など、町民の方に身近な窓口相談を実施する。				

●実施 ～DO～

事業業績	国民年金への加入や免除申請の対応などの法定受託事務，制度への相談や周知，納付勧奨などの協力・連携事務を行い，町民の方の窓口の利便性の向上を図る。				
事業費	区分		平成２９年度（実績）	平成３０年度（実績）	令和元年度（実績）
	財源内訳	国支出金	4,557,525 円	4,084,089 円	4,393,764 円
		県支出金	円	円	円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	円	円	円
		一般財源	2,829,505 円	2,145,014 円	3,696,086 円
		事業費 計	7,387,030 円	6,229,103 円	8,089,850 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 法定受託事務に基づいて、市町村の窓口に求められている書類の受付、進達を適切に実施している。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 協力・連携事務として、年金に関する相談を行うと同時に、書類を受け取った場合は、迅速に進達を行い、適切な事務処理を行っている。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 見直す余地がある 国からの法定受託事務、協力・連携事務を行っており、市町村の判断で事業内容の変更を行うことが難しい事業であることから、引き続き窓口相談の充実化を図り、協力・連携事務の内容の向上を図っていく。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 年金制度は国が一元化して管理、給付を行っていることから、現時点で制度の廃止が生じることは考えられず、今後も、引き続き市町村に求められる役割を果たしていく。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	理由	☐ 可能性がある ☐ 可能性がない ☒ 類似事業はない 年金制度においては、国が一元化して記録の管理、年金の給付を実施している。市町村においては、法定受託事務と協力・連携事務を適切に行っており、類似する事業はないものと考えられる。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 国民年金事業に係る経費はすべて、国から委託金を受けており、今後も従来通り、法定受託事務、協力・連携事務を適切に行っていく。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	理由	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 今後も日本年金機構土浦年金事務所と適切な協力・連携を行い、引き続き相談業務の質の向上を図る。